

厚岸町条例第11号

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月23日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年厚岸町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第10条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。
（規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。